

福祉医療費受給資格証 更新のお知らせ

令和4年8月1日発行

保険医療助成課

TEL 229-3158 FAX 229-5001

現在、受給資格がある人

受給資格証(妊産婦医療費を除く)の有効期限は8月31日(水)です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中の所得を基準に毎年9月1日に更新されます。

障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・ 一人親家庭等医療費・子ども医療費

令和3年中の所得が所得制限限度額未満であることが確認できる人には、8月中旬に新しい受給資格証を送付します。なお、一人親家庭等医療費の受給者は、児童扶養手当の現況届の状況によって、資格を失う場合があります。

転入(令和4年1月2日以降)または所得税・住民税の未申告などで所得の確認ができない場合や、一人親家庭等医療費の受給者で現況の確認が必要な人には、更新手続きの案内を8月中旬に送付します。必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。



精神障がい者医療費

受給者は全員、更新手続きが必要です。更新手続きの案内を8月中旬に送付しますので、必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

妊産婦医療費

受給資格証の有効期間が出産月(死産を含む)の翌月末日までになるため、更新手続きは不要です。有効期間中は、現在お持ちの受給資格証を引き続き使用してください。

更新のときの注意点など

- 更新申請が遅れると助成は申請月の1日からになりますので、更新手続きは早めに行ってください。
- 受給資格証の記載事項(加入する医療保険など)に変更があった場合は、必ず届け出してください。
- 所得の状況などにより受給資格を失う人には、案内を送付します。

現在、受給資格がない人で 受給条件に該当する人

9月1日以降の受給資格は、令和3年中の所得で判定されますので、これまで該当しなかった人も、所得の変動などにより受給できるようになる場合があります。受給条件に該当する場合は、8月1日(月)～9月30日(金)に申請手続きを行ってください。また、申請手続きが10月以降の場合、受給は申請月の初日からになりますのでご注意ください。

受給資格の要件など詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)までお問い合わせください。

手続きに必要なもの

■全ての人に共通して必要なもの

- 医療保険証
- 預金通帳
- 受給者と所得判定対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 申請者の本人確認ができるもの
- 印鑑(スタンプ印を除く)

※受給者(未成年の場合は保護者)本人自署の場合、印鑑は不要

※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの、代理権を確認できるもの(委任状など)が必要

■医療費助成の種類ごとに必要なもの

障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

一人親家庭等医療費

- 戸籍全部事項証明書など

妊産婦医療費

- 妊娠証明書(市指定の様式)

精神障がい者医療費

- 精神障害者保健福祉手帳
- 入院している医療機関の領収書

■転入などにより津市で所得や課税状況が把握できない人

- 令和4年度地方税関係情報の取得に関する同意書など

※詳しくはお問い合わせください。